

幸手市告示第 185 号

地方税法第20条の2の規定により別紙に記載された者は、令和8年度軽自動車税納税通知書を公示送達とする。

なお、軽自動車税納税通知書は当市税務課に保管してあるので、該当者は出頭のうえ受領のこと。

該当者 別紙に記載

令和8年 6月12日

幸手市長 木村純夫

